

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

⑤ 木材利用の推進について

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

《参考》「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

（2）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価の積極的な活用により、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開

放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用及び指導については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導を願いたい。

② 安全管理及び事故防止等について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、近年、小学生などを狙った事件が発生していることから、各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
(平成13年6月15日雇児総発第402号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」(平成15年12月24日雇児総発第1224001号)
- ・「地域における児童の安全確保について」
(平成18年1月12日雇児総発第0112001号)
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」
(平成18年8月3日雇児総発第0803002号)

イ 近年における公園等に設置される遊具での事故報告を踏まえ、引き続き遊具の安全点検等の実施により、事故防止対策に万全を期されるよう市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、平成19年12月17日に開催された「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合において、『生活安心プロジェクト』4つの国民運動の実施について」が決定され、その中の一つの運動として「子どもの施設の安全全国一斉総点検」を行うこととされたところである。これを受け、先般「子どもの施設の安全全国一斉点検について（平成20年2月8日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）」により、児童福祉施設等の遊具の安全点検等の実施、実施状況確認書を掲示、その結果の回答について目的や趣旨を踏まえお願いしたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等に設置している遊具での事故の調査結果について」
(平成13年10月26日雇児総第49号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
(平成14年3月18日雇児総発第0318001号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保の一層の徹底について」
(平成16年4月6日雇児総発第0406003号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全管理の強化について」
(平成18年6月28日雇児総発第0628001号)

③ 感染症の予防対策等について

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。今後とも引き続き施設内におけるインフルエンザ感染予防対策に努めていただくとともに、施設内においてノロウイルス等による感染性胃腸炎の患者も発生していることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」(平成15年12月12日社援基第1212001号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、
社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成19年11月22日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ&A
(平成18年12月8日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について
(平成19年12月26日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

また、社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参考》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画が策定されているところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえ適切に対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いする。

(参考)

「医療体制に関するガイドライン」～抜粋～

7 社会福祉施設等について

- ・ 社会福祉施設等においては、比較的感染しやすい利用者が多いため、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止や、施設内での感染拡大を予防する対応の徹底が重要である。
- ・ 社会福祉施設等は、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止のため、新型インフルエンザの症状を有する者の短期入所、通所施設等の利用を制限するとともに、新型インフルエンザの症状を有する従業員等に、指定された医療機関への受診勧奨や出勤停止を求める。

また、新型インフルエンザの症状を有する家族等への面会の制限を行う。

- ・ 入所者の中で新型インフルエンザの症状を有する者がいた場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、当該者を指定された医療機関に受診させる。
- ・ 感染症指定医療機関等が満床の場合、入院治療を必要としない新型インフルエンザ患者は、施設内において医療機関と連携し治療・療養を行う。その際、他の入所者への感染防止のための個室移動や従業員等の感染防止対策、当該者への不用な面会の自粛等の感染防止対策を行う。
- ・ 集団感染が発生した場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、

指定された医療機関等への受診を行う。場合によっては、医療機関と相談し、往診により診察することも検討する。また、各都道府県等の担当部局等への報告等を確実に行う。

- ・施設内における新型インフルエンザ対策については、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」等を参照する。

《参考》

- ・新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- ・「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
(平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

④ 社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生について

先般、中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生を踏まえ、社会福祉施設等における衛生管理の徹底については、従来より「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成15年12月12日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)により努めていただいているところであるが、この度の事例を踏まえ、社会福祉施設等における食品の安全性の確保に万全の注意を払い、衛生管理の一層の徹底に努めていただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生に係る注意喚起について」
(平成20年2月1日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

⑤ 児童福祉施設における室内空気中化学物質の調査等について

近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発した化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされていることから、「児童福祉施設における室内空気中化学物質に関する調査の実施について」（平成14年11月21日雇児総発第1121001号）により、各都道府県市の協力をいただき、財団法人日本建築センターにおいて、保育所等の調査（冬期・夏期）を実施したところであり、調査の結果、ごく少数であるが指針値を超えた施設が見受けられた。各都道府県等においては、貴管内施設に対し、施設利用者の体調をしっかりと把握し、利用者の体調管理に努めるとともに、換気等を十分に行うなどの対策に努めるよう指導願いたい。

また、施設の設置計画及び建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

⑥ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導願いたい。

⑦ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」における各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導願うとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難、避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社施第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(平成18年1月10日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

イ 児童福祉施設の耐震化対策の推進

① 児童福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているものと承知しているが、平成18年に同法が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

昨年実施した「児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査結果について」（別冊資料）をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は3割程度、耐震化率は6割程度に留まっていることから、各都道府県等においては、この取組状況を踏まえ、貴管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

② 社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において

指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成18年度以降も引き続き5年間継続することになっているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

ウ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成18年度から税源移譲し一般財源化された公立施設等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象としたところである。

なお、これらの施設等に係る国庫補助率及び補助スキームについては、「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」の対象であった時のものを維持することとしている。

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応は困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、以下のとおり留意すべき事項があり、これについては、新たに通知「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」においてお示しする予定であるので、管内の社会福祉施設等に対し、周知を図るとともに、指導方お願いしたい。

ア 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について

平成17年に関係省庁が実施したアスベスト等使用実態調査について、総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」（平成19年12月16日）が行われ、当省が実施したアスベスト等使用実態調査において、調査結果を保存していないなど不十分な事例があったことが指摘されているので、適切な対応をお願いしたい。

イ アスベスト使用の有無の分析調査の徹底について

アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）以外のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。))が建築物の吹付け材から検出された事案があることが判明したところである。

このため、アスベストの分析調査においては、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日基安化発第0206003号）に基づき、トレモライト等を含む全てのアスベストについて対象とするよう管内の社会福祉施設等に対し周知を行うとともに分析調査の徹底を図られたい。

ウ 吹付けアスベストの除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

5. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査に当たっては、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査をお願いしているところであるが、

- ① 入所児童等の意見表明の機会の確保・懲戒権濫用の禁止、自主評価や第三者評価等の実施、給食の状況及び健康管理等の入所者処遇に関する事項、
- ② 職員処遇及び非常災害・危険防止等の運営管理に関する事項、
- ③ 経理規程の遵守及び予算決算の適正な執行等の財務管理に関する事項、

等に配慮し、施設全般にわたって指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営や児童虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべき」とされており、国として監査体制の強化等ケアの質の向上に向けた具体的な方針を検討しているので留意されたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、平成13年度分から当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとまり次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いする。